

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	2022年2月14日
【四半期会計期間】	第68期第1四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	株式会社ダイイチ
【英訳名】	DAIICHI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若園 清
【本店の所在の場所】	北海道帯広市西20条南1丁目14番地47
【電話番号】	0155(38)3456(代表)
【事務連絡者氏名】	企画IR部企画IR室長 柳内 祐子
【最寄りの連絡場所】	北海道帯広市西20条南1丁目14番地47
【電話番号】	0155(38)3456(代表)
【事務連絡者氏名】	企画IR部企画IR室長 柳内 祐子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第67期 第1四半期 累計期間	第68期 第1四半期 累計期間	第67期
会計期間	自2020年 10月1日 至2020年 12月31日	自2021年 10月1日 至2021年 12月31日	自2020年 10月1日 至2021年 9月30日
売上高 (千円)	11,560,293	12,059,958	44,015,200
経常利益 (千円)	809,911	723,966	1,929,109
四半期(当期)純利益 (千円)	531,718	498,903	1,257,561
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,639,253	1,639,253	1,639,253
発行済株式総数 (株)	11,438,640	11,438,640	11,438,640
純資産額 (千円)	12,951,249	13,957,621	13,674,675
総資産額 (千円)	20,334,447	21,724,238	20,904,871
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	46.53	43.66	110.06
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	19.00
自己資本比率 (%)	63.7	64.2	65.4

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

また、当社は、単一セグメントであるため、事業セグメントを一括して記載しております。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、ワクチン接種率上昇に伴い新規感染者が減少傾向にある一方で、変異株の出現もあり、未だ収束時期の見通しは立たず、依然として不透明な状況が続いております。

個人消費につきましては、行動自粛の緩和などで幾分明るさを取り戻しつつありますが、依然として雇用・所得環境の悪化が続き、厳しい状況で推移しております。

スーパーマーケット業界は、お客様の「低価格志向」と「生活防衛志向」の継続に加え、外出自粛下の巣ごもり消費による需要増加の効果が薄れ、企業間の価格競争の激しさを増したことで依然として厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境のもとで当社は、これまで通り食品スーパーマーケット事業に資源を集中し、当事業年度の重点実施事項である、新型コロナウイルス感染予防対策の徹底、札幌ブロック6店舗目「平岸店」を早期に軌道に乗せる、コンプライアンスの徹底と職場環境の改善、人材確保と職階別教育の推進、売上高対経常利益率と売上総利益率の目標達成、商品力の強化（コア商品の開発）による差別化戦略の推進、社会貢献、地域貢献による地域密着企業へのさらなる挑戦の7項目を徹底し、お客様の確固たる信頼と支持を得るため、安心・安全で魅力ある商品の提供に努め、引き続き地域のお客様の食文化と食のライフラインに貢献できる店舗作りに取り組んでまいります。

また、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、「フレッシュ&ハート」を合言葉に、地域No.1の店作り、人づくり、商品作りの徹底、従業員が生き活きと仕事ができ、お客様や共に働く仲間へ感謝と思いをもち、自由活発で、風通しの良い企業風土の醸成を引き続き進めてまいります。

日頃のお買い物にご不便されている方々に商品をお届けする「移動スーパー（とくし丸）」事業は、地域貢献活動の一環として取り組んでおり、12月末現在で13台が稼働中ですが、今後も地域のニーズに積極的に対応すべく、増車を検討してまいります。

店舗の状況につきましては、2021年11月に、札幌ブロック6店舗目となる「平岸店」をオープンいたしました。なお、12月末現在の店舗数は、帯広ブロック9店舗、旭川ブロック7店舗、札幌ブロック6店舗の合計22店舗であります。また、お客様の利便性向上と既存店の活性化を図るため、既存店舗のリニューアルを今後も積極的に進めてまいります。

イトーヨーカ堂との協働につきましては、セブンプレミアム商品の取り組み強化、帯広地区における共同販促の実施、リスク管理など有用な情報の交換に努めております。

売上高につきましては、「平岸店」のオープン効果に加え、地域別・店舗別のきめ細やかな販売戦略とおお客様の期待に沿える価格戦略の展開、品揃え、サービス、接客に向けた継続的なレベルアップの取組みの結果、前年同期に比べ4.3%増となりました。また、地域別の売上高につきましては、帯広ブロックは51億38百万円（前年同期比0.2%増）、旭川ブロックは35億35百万円（前年同期比3.8%増）、札幌ブロックは新規出店の効果により33億82百万円（前年同期比12.0%増）となりました。

売上総利益率につきましては、引き続き商品ロスの削減や在庫効率の改善に取り組んだ結果、前年同期に比べ、0.2ポイント改善し、25.6%となりました。一方、販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は、原油高に伴う電気料負担の増加、新規出店に係る一時的な費用発生等により20.7%となり、前年同期に比べ1.1ポイント上昇いたしました。

これらの結果、当第1四半期累計期間における売上高は120億59百万円（前年同期比4.3%増）、営業利益は7億22百万円（前年同期比10.4%減）、経常利益は7億23百万円（前年同期比10.6%減）、四半期純利益は4億98百万円（前年同期比6.2%減）となりました。

財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末の資産につきましては、前事業年度末に比べ8億19百万円増加の217億24百万円となりました。流動資産においては、主に売掛金の増加3億31百万円、商品及び製品の増加2億29百万円及び現金及び預金の増加1億29百万円等に対し、その他の減少32百万円等により、前事業年度末に比べ6億57百万円増加の82億60百万円となりました。固定資産においては、投資その他の資産の長期貸付金の増加2億1百万円及び有形固定資産の建物の増加1億53百万円に対し、投資その他の資産のその他の減少1億88百万円等により、前事業年度末に比べ1億61百万円増加の134億63百万円となりました。

(負債)

当第1四半期会計期間末の負債につきましては、前事業年度末に比べ5億36百万円増加の77億66百万円となりました。流動負債においては、主に買掛金の増加7億78百万円に対し、賞与引当金の減少1億48百万円、未払法人税等の減少1億47百万円及びその他の減少41百万円等により、前事業年度末に比べ4億35百万円増加の58億73百万円となりました。固定負債においては、その他の増加1億11百万円等に対し、長期借入金の減少14百万円により、前事業年度末に比べ1億円増加の18億92百万円となりました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末の純資産につきましては、前事業年度末に比べ2億82百万円増加の139億57百万円となりました。これは主に、利益剰余金の増加2億81百万円等によるものであります。この結果、自己資本比率は64.2%となりました。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 従業員数

当第1四半期累計期間において、当社の従業員数について著しい増減はありません。

(7) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期累計期間において、当社の生産、受注及び販売の実績について著しい変動はありません。

(8) 主要な設備

前事業年度末において計画中であった主要な設備について、当第1四半期累計期間に完成したものは次のとおりであります。

重要な設備の新設

事業所名	所在地	設備の内容	完成年月
平岸店	北海道札幌市	店舗設備	2021年11月

(9) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第1四半期累計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,438,640	11,438,640	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) 札幌証券取引所	単元株式数100株
計	11,438,640	11,438,640	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年10月1日 ~2021年12月31日	-	11,438,640	-	1,639,253	-	1,566,100

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 12,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 11,423,700	114,237	-
単元未満株式	普通株式 2,940	-	-
発行済株式総数	11,438,640	-	-
総株主の議決権	-	114,237	-

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ダイイチ	北海道帯広市西20条南1丁目14番地47	12,000	-	12,000	0.10
計	-	12,000	-	12,000	0.10

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人シドーによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,665,683	5,795,612
売掛金	598,266	930,168
商品及び製品	858,924	1,088,535
原材料及び貯蔵品	2,326	1,335
その他	479,409	446,696
貸倒引当金	1,500	1,500
流動資産合計	7,603,110	8,260,847
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	4,410,242	4,563,557
土地	6,293,439	6,293,439
その他(純額)	1,006,384	1,002,386
有形固定資産合計	11,710,066	11,859,383
無形固定資産		
その他	14,490	14,490
無形固定資産合計	14,490	14,490
投資その他の資産		
長期貸付金	499,222	700,262
その他	1,077,981	889,253
投資その他の資産合計	1,577,203	1,589,516
固定資産合計	13,301,760	13,463,390
資産合計	20,904,871	21,724,238
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,690,756	3,469,077
1年内返済予定の長期借入金	60,793	56,004
未払法人税等	316,678	169,643
賞与引当金	196,238	47,355
その他	2,173,683	2,131,761
流動負債合計	5,438,149	5,873,841
固定負債		
長期借入金	209,995	195,994
退職給付引当金	649,022	650,790
役員退職慰労引当金	96,682	98,592
資産除去債務	16,980	16,980
その他	819,366	930,417
固定負債合計	1,792,046	1,892,774
負債合計	7,230,195	7,766,616
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,639,253	1,639,253
資本剰余金	1,566,100	1,566,100
利益剰余金	10,487,754	10,769,552
自己株式	2,980	2,980
株主資本合計	13,690,126	13,971,925
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	15,451	14,303
評価・換算差額等合計	15,451	14,303
純資産合計	13,674,675	13,957,621
負債純資産合計	20,904,871	21,724,238

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
売上高	11,560,293	12,059,958
売上原価	8,625,046	8,975,271
売上総利益	2,935,247	3,084,686
営業収入	140,766	136,028
営業総利益	3,076,013	3,220,715
販売費及び一般管理費	2,269,696	2,498,655
営業利益	806,317	722,059
営業外収益		
受取利息	1,513	1,087
受取配当金	193	181
その他	2,847	1,060
営業外収益合計	4,554	2,329
営業外費用		
支払利息	262	210
その他	698	212
営業外費用合計	960	422
経常利益	809,911	723,966
特別損失		
固定資産売却損	25,593	-
固定資産除却損	6,266	-
役員退職慰労金	7,400	-
特別損失合計	39,260	-
税引前四半期純利益	770,650	723,966
法人税、住民税及び事業税	157,726	148,582
法人税等調整額	81,206	76,481
法人税等合計	238,932	225,063
四半期純利益	531,718	498,903

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当第1四半期累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高へ与える影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期累計期間(自2021年10月1日 至2021年12月31日)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書の追加情報に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は次のとおりであります

	前第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	147,977千円	159,283千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自2020年10月1日 至2020年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年12月22日 定時株主総会	普通株式	182,824	16	2020年9月30日	2020年12月23日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自2021年10月1日 至2021年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年12月23日 定時株主総会	普通株式	217,104	19	2021年9月30日	2021年12月24日	利益剰余金

(金融商品関係)

前事業年度末(2021年9月30日)及び当第1四半期会計期間末(2021年12月31日)
四半期財務諸表等規則第10条の2の規定に基づき、記載を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度末(2021年9月30日)及び当第1四半期会計期間末(2021年12月31日)
四半期財務諸表等規則第10条の2の規定に基づき、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度末(2021年9月30日)及び当第1四半期会計期間末(2021年12月31日)
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期会計期間(自2021年10月1日 至2021年12月31日)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自2020年10月1日 至2020年12月31日)及び当第1四半期累計期間(自2021年10月1日 至2021年12月31日)

当社は、食料品主体のスーパーマーケット事業及びこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、スーパーマーケット事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
売上高	12,059,958千円
営業収入	136,028千円
合計	12,195,987千円

(注) 四半期損益計算書上の営業収入に含まれる顧客との契約から生じる収益以外の収益は、当第1四半期累計期間において104,266千円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純利益	46円53銭	43円66銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	531,718	498,903
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	531,718	498,903
普通株式の期中平均株式数(株)	11,426,552	11,426,552

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月10日

株式会社ダイイチ

取締役会 御中

監査法人シドー
札幌事務所

指定社員 公認会計士 沢田石 吉英
業務執行社員

指定社員 公認会計士 有光 洋介
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイイチの2021年10月1日から2022年9月30日までの第68期事業年度の第1四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ダイイチの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、わが国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認め

られる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。